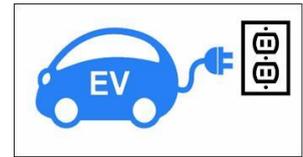


過去の低電圧講習修了者対象！

低圧電気取扱い特別教育の追加講習



過去に当会が実施した低圧電気取扱い特別教育は、労働安全衛生法の趣旨に基づき、ハイブリッド車のサービスプラグの脱着作業など活線作業を主体とした7時間講習（本来は14時間）を実施してきました。しかし、昨今のハイブリッド車の状況をみますと、10年以上の長期使用車両も存在し、かつ、電気自動車も市販されるようになり、今後はバッテリーの脱着作業など高電圧部位の整備を行う機会が増えると思われます。

そのため、本来の労働安全衛生法のカリキュラムである14時間を修了する必要がありますので、追加講習（7時間）を下記のとおり開催しますので対象者は受講してください。

■本講習の対象者

平成11年から平成22年3月の間に当会が行った低圧電気取扱い特別教育の修了者
（22年4月以降の2日間講習を修了した方は対象外になります）

※ 特別教育の主旨

事業者は、労働者をハイブリッド、電気自動車の高電圧部位の整備に労働者をつかせるとき、業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならないことが、労働安全衛生法で義務付けられています。また、特別教育は、本来事業者が事業内訓練として実施するものです。

日 時	令和元年7月18日（木）9：30～17：00（7時間）
場 所	自動車整備振興会 附属実習場
受 講 料	5,000円（昼食付き）
定 員	20名（先着順）
教 材	電気自動車2台（日産ノートe-POWER、三菱i-MiEV）

受 講 申 込 書

受講希望者名	過去の低電圧特別教育		
	修了日	修了番号	
	平成 年 月 日	第 号	
	平成 年 月 日	第 号	
事業場名		担当者	

6月28日（金）までにFAXにてお申込みください。【FAX：0157-24-4549】